

# 株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地  
三 協 立 山 株 式 会 社  
代表取締役社長 山 下 清 胤

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社に平成27年8月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市早川70番地  
三協立山株式会社 本社 ショールーム2階大ホール
3. 目的事項  
報告事項 第70期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計  
監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の  
件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.st-grp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保の充実にも意を用い、下記のとおり1株あたり20円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額630,138,940円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年8月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正会社法」といいます)によって新たに創設された監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社としましては、監査等委員会設置会社の諸制度の下で、議決権を有する監査等委員である取締役を置き、監査・監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることにより、企業価値向上を目指すものであります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法の施行に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となりますので、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。この責任限定契約にかかる定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条(条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第5条～第12条（条文省略）</p> <p>（優先配当金）</p> <p>第13条 当社は、第44条第1項に定める期末配当を行うときは（以下条文省略）</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p> <p>（優先中間配当金）</p> <p>第13条の2 当社は、第45条に定める中間配当を行うときは（以下条文省略）</p> <p>第13条の3～第13条の11（条文省略）</p> <p>（除斥期間）</p> <p>第13条の12 第46条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第14条～第21条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第22条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>第5条～第12条（現行どおり）</p> <p>（優先配当金）</p> <p>第13条 当社は、第40条第1項に定める期末配当を行うときは（以下現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>（優先中間配当金）</p> <p>第13条の2 当社は、第41条に定める中間配当を行うときは（以下現行どおり）</p> <p>第13条の3～第13条の11（現行どおり）</p> <p>（除斥期間）</p> <p>第13条の12 第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第14条～第21条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第22条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第23条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	(補欠の取締役の予選の効力)
	第24条 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって当該期間を短縮することができる。
(取締役の任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第25条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(取締役会の招集権者および議長) 第25条(条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第26条(現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第30条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約)  第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)  第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会  (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会  (監査等委員会)</p>
	<p>第35条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>
	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)  第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)  第38条 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第35条 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって当該期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第39条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第40条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>第6章 計算 第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
1	やま した きよ つぐ 山下 清 胤 (昭和29年1月18日生)	昭和52年4月 三協アルミニウム工業(株)入社 平成17年8月 同社管理統括室人事部長 平成18年6月 三協・立山ホールディングス(株)総務統括室人事室部長兼三協立山アルミ(株)総務本部人事部長 平成19年9月 同社経営企画統括室経営管理室部長 平成23年6月 同社経営企画統括室経営管理部長兼経営企画部長 平成23年8月 同社取締役経営企画統括室長 平成24年6月 同社取締役 平成24年6月 当社取締役 執行役員 平成24年6月 当社三協マテリアル社 社長 平成25年8月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	4,200株
2	かん ぼら しょう ぞう 蒲原 彰 三 (昭和23年12月28日生)	昭和47年4月 三協アルミニウム工業(株)入社 平成17年6月 同社横浜支店長 平成18年6月 三協立山アルミ(株)マテリアル事業企画部長 平成19年6月 三協マテリアル(株)取締役 常務執行役員 平成21年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 平成22年8月 三協・立山ホールディングス(株)取締役 平成24年6月 当社専務取締役 執行役員 平成24年6月 当社三協アルミ社 社長 (現在に至る) 平成25年8月 当社取締役副社長 執行役員 (現在に至る)	5,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
3	おか      もと      まこと 岡      本      誠 (昭和29年10月2日生)	昭和52年4月 住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社 平成17年6月 同社東京営業第一部長 平成19年4月 プロミス(株)常務執行役員 平成19年6月 同社取締役 常務執行役員 平成21年6月 住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社 平成21年7月 三協・立山ホールディングス(株)顧問 平成21年8月 同社常務取締役 財務経理統括室長兼情報システム統括室長 平成24年6月 同社常務取締役 財務経理統括室長 平成24年6月 当社常務取締役 財務経理統括室長兼情報システム統括室長 平成25年8月 当社三協マテリアル社 社長 (現在に至る) 平成25年8月 当社常務取締役 執行役員 財務経理統括室担当 平成27年4月 当社常務取締役 執行役員 国際事業統括室長兼財務経理統括室担当 平成27年6月 当社常務取締役 執行役員 国際事業統括室長 (現在に至る)	6,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
4	しょうじみつく 庄 司 美 次 (昭和29年2月14日生)	昭和51年4月 榊北陸銀行入行 平成17年6月 同行執行役員 総合事務部長 平成19年6月 同行執行役員 名阪地区事業 部副本部長兼大阪支店長 平成21年6月 同行常務執行役員 平成21年8月 三協・立山ホールディングス (株)顧問 平成21年8月 三協立山アルミ(株)取締役 常 務執行役員 平成21年8月 三協・立山ホールディングス (株)常務取締役 内部統制室長 平成24年6月 同社常務取締役 内部統制室 長兼経営企画統括室長 平成24年6月 当社常務取締役 経営企画統 括室長兼経営監査部担当 平成24年6月 当社三協アルミ社 上席事業 役員 (現在に至る) 平成25年8月 当社常務取締役 経営企画統 括室長兼経営監査部担当兼情 報システム統括室長 平成26年8月 当社常務取締役 執行役員 (現在に至る)	4,700株
5	やまだひろし 山 田 浩 司 (昭和30年11月3日生)	昭和53年4月 日本開発銀行(現、(株)日本政 策投資銀行)入行 平成11年10月 同行情報企画部次長 平成15年4月 (株)ウェザーニューズ出向 平成20年4月 同社入社 社長室長 平成22年5月 三協・立山ホールディングス (株)顧問 平成22年6月 三協立山アルミ(株)常務執行役 員 平成22年8月 三協・立山ホールディングス (株)常務取締役 総務人事統括 室長 平成24年6月 当社常務取締役 総務人事統 括室長 平成27年6月 当社常務取締役 財務経理統 括室長兼情報システム統括室 長兼総務人事統括室担当 (現在に至る)	5,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
6	なか の たか し 中 野 敬 司 (昭和28年2月9日生)	昭和51年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 平成15年12月 同社経営企画室部長兼三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長 平成17年9月 同社執行役員 平成18年6月 三協立山アルミ㈱執行役員 平成19年8月 同社常務執行役員 平成21年8月 同社取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 執行役員 (現在に至る) 平成24年6月 当社三協アルミ社 上席事業役員 平成26年6月 当社タテヤマアドバンス社社長 (現在に至る)	11,500株
7	あ み しゅう いち 阿 見 秀 一 (昭和25年12月4日生)	昭和49年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 平成11年5月 同社商品部(住宅)部長 平成14年6月 同社サッシ建材部長 平成15年3月 同社営業サポート部長 平成18年6月 三協立山アルミ㈱住宅建材事業本部住宅事業企画部長 平成19年3月 同社マーケティング本部副本部長兼住宅商品マーケティング室部長 平成20年6月 同社住宅建材本部住宅企画部長 平成22年6月 同社執行役員 平成24年6月 当社執行役員 技術統括室長 平成24年6月 当社三協アルミ社 事業役員 平成26年8月 当社取締役 執行役員 技術統括室長 (現在に至る) 平成27年6月 当社三協アルミ社 副社長 (現在に至る)	3,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
8	※ ひらの の しやう せう 二 平 能 正 三 (昭和33年4月28日生)	昭和57年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 平成20年6月 三協立山アルミ㈱千葉支店長 平成23年6月 同社ビル事業部ビル建材部長 平成24年6月 当社三協アルミ社 ビル事業 部ビル建材部長 平成26年6月 当社三協アルミ社 事業役員 (現在に至る)	1,700株
9	※ くろ きさき さとし 黒 崎 聡 (昭和30年11月13日生)	昭和53年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 平成17年4月 同社人事部長 平成17年8月 三協・立山ホールディングス ㈱経営企画室部長兼三協アル ミニウム工業㈱経営企画室部 長 平成18年6月 三協・立山ホールディングス ㈱経営企画室部長兼三協立山 アルミ㈱経営企画部長 平成20年6月 三協立山アルミ㈱調達本部副 本部長 平成21年6月 同社調達本部長 平成24年6月 当社三協アルミ社 東海住宅 建材支店長 平成27年6月 当社総務人事統括室長 (現在に至る)	1,100株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年6月1日付で合併し、三協立山アルミ㈱に商号を変更いたしました。
4. 三協立山アルミ㈱、三協マテリアル㈱及びタテヤマアドバンス㈱は、平成24年6月1日に、三協立山アルミ㈱を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ㈱は同日付で商号を三協立山㈱に変更いたしました。
5. 三協立山㈱は平成24年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス㈱と、三協立山㈱を存続会社として合併いたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
1	<p>※ 三村 伸 昭 (昭和27年4月26日生)</p>	<p>昭和51年4月 立山アルミニウム工業(株)入社 平成16年6月 同社経営企画部長兼三協・立山ホールディングス(株)経営企画本部経営管理室部長 平成18年6月 三協立山アルミ(株)経営企画本部経営管理部長 平成18年11月 タテヤマアドバンス(株)経営企画本部経営管理部長 平成19年6月 同社執行役員 平成20年8月 同社取締役 執行役員 平成21年8月 同社取締役 常務執行役員 平成23年8月 同社代表取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 執行役員 平成24年6月 当社タテヤマアドバンス社社長 平成26年6月 当社取締役 平成26年8月 当社常勤監査役 (現在に至る)</p>	7,430株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
2	※ の ざき ひろ み 野 崎 博 見 (昭和29年6月23日生)	昭和52年4月 日本開発銀行(現、㈱日本政策投資銀行) 入行 平成11年10月 同行プロジェクトファイナンス部企画審議役 平成12年3月 同行プロジェクトファイナンス部次長 平成12年6月 同行地域企画部次長 平成14年5月 同行地域企画部審議役 平成15年6月 同行地域企画部長 平成16年7月 筑波都市整備㈱執行役員 平成21年6月 西池袋熱供給㈱代表取締役専務 平成26年6月 同社代表取締役専務退任 平成26年8月 当社常勤監査役 (現在に至る)	300株
3	※ の たか し 佐 野 孝 司 (昭和27年1月22日生)	昭和49年4月 富山軽金属工業㈱入社 平成18年6月 三協立山アルミ(㈱関西マテリアル)支店長 平成19年6月 三協マテリアル(㈱関西支店)長 平成22年6月 同社 執行役員 平成23年8月 同社 取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社三協マテリアル社 上席事業役員 平成27年6月 当社 顧問 (現在に至る)	2,200株
4	※ の き かん たろう 角 木 完太郎 (昭和24年12月27日生)	昭和43年4月 名古屋国税局 入局 平成19年7月 金沢国税局 課税部次長 平成20年7月 金沢国税局 調査査察部長 平成21年7月 金沢国税局 退官 平成23年6月 北陸電話工事㈱監査役 (現在に至る) 平成23年8月 三協立山アルミ(㈱)監査役 平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)	1,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(普通株式)
5	※ <small>あら</small> 荒 <small>き</small> 木 <small>じ</small> 二 <small>ろう</small> 郎 (昭和25年2月24日生)	昭和47年4月 住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社 平成11年6月 同社執行役員 神戸支店長 平成13年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社取締役 常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 専務執行役員 平成18年6月 住信リース(株)代表取締役社長 平成19年6月 住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 取締役 平成20年6月 同社顧問 平成20年6月 住友不動産(株)顧問 平成21年8月 三協・立山ホールディングス(株)監査役 平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)	800株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野崎博見氏、角木完太郎氏及び荒木二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野崎博見氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
5. 角木完太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の税理士としての専門的見地と他社の社外監査役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
6. 荒木二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
7. 野崎博見氏及び角木完太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 当社と野崎博見氏、角木完太郎氏及び荒木二郎氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。各氏が選任された場合、当社は各氏と当該契約を改めて締結する予定であります。
9. 三協アルミニウム工業(株)と富山軽金属工業(株)は平成13年12月1日付で三協アルミニウム工業(株)を存続会社として合併しました。
10. 三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は平成18年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
11. 三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマドバンス(株)は、平成24年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
12. 三協立山(株)は平成24年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める社外取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数 (普通株式)
くろ さき やす お 黒 崎 康 夫  (昭和20年12月2日生)	昭和43年4月 日本開発銀行(株)(現、(株)日本政策投資銀行) 入行 平成7年4月 同行審査部長 平成8年6月 (財)日本経済研究所専務理事 平成10年6月 埼玉高速鉄道(株)常務取締役 平成15年8月 三協アルミニウム工業(株)常勤監査役 平成18年6月 三協立山アルミ(株)常勤監査役 平成23年10月 (株)黒崎インターナショナル代表取締役 (現在に至る)	2,000株

- (注) 1. 黒崎康夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 黒崎康夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 黒崎康夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。  
 4. 黒崎康夫氏が社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
 5. 黒崎康夫氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。  
 6. 三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は平成18年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。  
 7. 三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、平成24年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。  
 8. 三協立山(株)は平成24年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

**第6号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件  
当社の取締役の報酬額は、平成24年6月開催の臨時株主総会において年額400百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は9名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任も考慮して、年額130百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

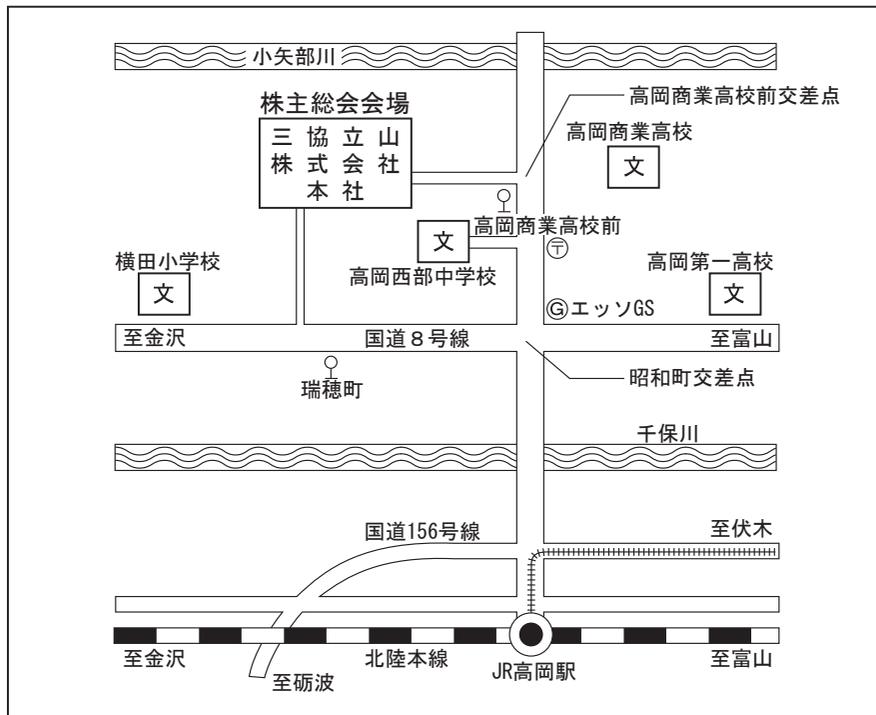
第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

以 上

# 株主総会会場案内図

会 場：富山県高岡市早川70番地  
三協立山株式会社 本社 ショールーム  
2階大ホール



交 通：JR ……JR高岡駅  
航空……富山空港  
※富山空港よりJR高岡駅前までバス約40分  
※JR高岡駅より会場までの交通の便  
福岡・石動方面行バス乗車約10分  
「瑞穂町」下車、徒歩約5分  
国吉・勝木原方面行バス乗車約10分  
「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分